

平成23.04.28 原第43号

平成22年度下期放射線管理等報告書

原管発官 23 第42号
平成23年4月27日

経済産業大臣 海江田 万里 殿

住 所 東京都千代田区内幸町 [REDACTED] 3号
氏 名 東京電力株式会 [REDACTED]
取締役社長 清水 [REDACTED]

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第24条第1項の規定により次のとおり報告します。なお，評価中の箇所に関しては，別途報告します。

工場又は事業所	名 称	東京電力株式会社 福島第二原子力発電所
	所 在 地	福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12
事務上の連絡先	名 称	東京電力株式会社
	所 在 地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 電話番号 (03-6373-1111)
	連絡員の氏名	[REDACTED] 所属部課名 (原子力運営管理部 放射線管理グループ)

1. 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(Bq/cm³)

測定箇所		前半の3月間 (10月～12月)		後半の3月間 (1月～3月)		
		平均値	最高値	平均値	最高値	
排気口又は排気監視設備	1号炉主排気筒	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-1
	廃棄物処理建屋換気系排気筒	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-1
	サイトバンカ建屋排気口	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-2
	2号炉主排気筒	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-1
	3号炉主排気筒	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-1
	焼却設備排気筒	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-2
	4号炉主排気筒	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-1
排水口又は排水監視設備	1号炉排水口	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	注-3
	2号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-4
	3号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-5
	4号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	— (注-7)	— (注-7)	注-6

注-1：主排気筒及び廃棄物処理建屋換気系排気筒における濃度は、希ガス濃度である。

なお、同排気筒における濃度の検出限界値は、 2×10^{-2} Bq/cm³以下である。

注-2：サイトバンカ建屋排気口及び焼却設備排気筒における濃度は、粒子状放射性物質濃度である。

なお、同排気口及び排気筒における濃度の検出限界値は、 4×10^{-9} Bq/cm³以下 (⁶⁰Coで代表) である。

注-3：1号炉における放出は当該期間においてなかった。

注-4：排水口における濃度は、³Hを除く値である。

なお、排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度 (⁶⁰Coで代表) は、前半の3月間平均で 4.0×10^{-8} Bq/cm³以下、後半の3月間平均で 2.3×10^{-8} Bq/cm³以下である。

(但し、³Hの平均排水口濃度は、前半3月間平均で 1.4×10^{-4} Bq/cm³、後半3月間平均で 1.2×10^{-4} Bq/cm³である。)

注-5：排水口における濃度は、³Hを除く値である。

なお、排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度 (⁶⁰Coで代表) は、前半の3月間平均で 1.3×10^{-8} Bq/cm³以下、後半の3月間平均で 3.3×10^{-8} Bq/cm³以下である。

(但し、前半3月間の³Hの平均排水口濃度は検出限界未満であり、排水口における検出限界値に相当する濃度は 1.3×10^{-7} Bq/cm³以下である。後半3月間の³Hの平均排水口濃度は検出されており、 2.6×10^{-4} Bq/cm³である。)

注-6：排水口における濃度は、³Hを除く値である。

なお、排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度 (⁶⁰Coで代表) は、前半の3月間平均で 4.7×10^{-8} Bq/cm³以下、後半の3月間平均で 6.7×10^{-9} Bq/cm³以下である。

(但し、前半3月間の³Hの平均排水口濃度は 2.0×10^{-4} Bq/cm³であり、後半3月間の³Hの平均排水口濃度は検出限界未満であり、排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度は 6.7×10^{-8} Bq/cm³以下である。)

注-7：東日本大震災の影響のため、現在評価中。

2. 放射線業務従事者の1年間の線量分布

1年間の線量 (ミリシーベルト)	5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超える	計
放射線業務従事者数 (人)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)

3. 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (ミリシーベルト)		1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超える	計
放射線業務 従事者数 (人)	前半の3月間 (10月~12月)	71	0	0	0	71
	後半の3月間 (1月~3月)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)	— (注-8)

4. 運転時間及び熱出力

[原子炉の名称：福島第二原子力発電所1号炉]

月別	項目 運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
10月	744	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
11月	720	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
12月	744	$3,288 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
1月	744	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
2月	672	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
3月	255	$1,111 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
合計	3,879	$2,918 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第二原子力発電所2号炉]

月別	項目 運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
10月	744	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
11月	720	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
12月	744	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
1月	744	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
2月	672	$3,289 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
3月	255	$1,123 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
合計	3,879	$2,920 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第二原子力発電所3号炉]

月 別	項 目	運転時間 (h)	熱 出 力	
			平均 (kW)	最大 (kW)
10月		744	$3,288 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
11月		720	$3,288 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
12月		744	$3,288 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
1月		744	$3,289 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
2月		672	$3,288 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
3月		255	$1,116 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
合 計		3,879	$2,918 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第二原子力発電所4号炉]

月 別	項 目	運転時間 (h)	熱 出 力	
			平均 (kW)	最大 (kW)
10月		744	$3,270 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
11月		196	858×10^3	$3,291 \times 10^3$
12月		0	0	0
1月		197	437×10^3	$3,289 \times 10^3$
2月		672	$3,289 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
3月		255	$1,123 \times 10^3$	$3,290 \times 10^3$
合 計		2,065	$1,470 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$

注-8：東日本大震災の影響のため、現在評価中。

(参考資料)

- ・排気口から放出される放射性物質（希ガス）は、評価地点までの希釈を考慮した上で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）」の別表第2の第5欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。このため、周辺監視区域外の濃度については排気口出口濃度より計算して求める。
- ・排気口出口濃度より計算で求めた陸側の周辺監視区域外の空气中放射性物質濃度を参考として以下に示す。気象条件は標準気象を用いた。

最大濃度地点における地上濃度	前半の3月間平均値 (10月～12月) (Bq/cm ³)	後半の3月間平均値 (1月～3月) (Bq/cm ³)

- ・排水口から放出される放射性物質（³Hを除く）は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）」の別表第2の第6欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。

注-9：東日本大震災の影響のため、現在評価中。